

# 社会保険ひろしま

第865号

- 厚生年金保険の「標準報酬月額」の上限が改定されました
- 「標準報酬月額」を従業員にお知らせください
- 新たに入社された方へ、国民年金口座振替辞退手続きの周知にご協力ください
- 出張相談所開設のご案内（10月）その他
- 令和元年度 協会けんぽ 決算（見込み）のお知らせ
- 特定保健指導ICT面談（遠隔面談）のご案内
- 代表電話の自動音声案内が変わります
- 令和2年度被保険者資格再確認のご協力のお願い
- 鍼灸院（はり・きゅう）のかかり方
- 資格喪失後の保険証の回収にご協力ください



職場内で回覧して下さい

## 広島県の状況

令和2年7月末

|        |    | 厚生年金     | 健康保険     |
|--------|----|----------|----------|
| 適用事業所数 |    | 55,589   | 55,007   |
| 船舶所有者数 |    | 273      | 345      |
| 被保険者数  | 男性 | 514,687人 | 391,108人 |
|        | 女性 | 316,777人 | 265,548人 |
|        | 船員 | 3,248人   | 3,322人   |

# 日本年金機構からのお知らせ

## 厚生年金保険の「標準報酬月額」の上限が改定されました

- 令和2年9月1日より、厚生年金保険の標準報酬月額の最高等級（第31級・62万円）に新たな等級（65万円）が追加されました。今回の上限改定にともない、新たな等級（65万円）に該当する方には、日本年金機構から事業主さま宛てに今月末ごろより「標準報酬月額改定通知書」を送付いたします。

| 【改定前】 |          |            | 【改定後】                       |              |                          |    |
|-------|----------|------------|-----------------------------|--------------|--------------------------|----|
| 月額等級  | 標準報酬月額   | 報酬月額       | 一般・坑内員・船員<br>(厚生年金基金加入員を除く) |              | 報酬月額                     |    |
|       |          |            | 金額                          | 被保険者負担分(折半額) |                          | 金額 |
|       |          |            | 18.300%                     | 9.150%       |                          |    |
| 第31級  | 620,000円 | 605,000円以上 | 113,460円                    | 56,730円      | 605,000円以上<br>635,000円未満 |    |
| 第32級  | 650,000円 | 635,000円以上 | 118,950円                    | 59,475円      | 635,000円以上               |    |

※ 厚生年金基金加入員の方は保険料率が異なりますのでご注意ください。

- また、この改定により、令和2年9月に適用される標準報酬月額と実際に被保険者が受けている報酬との間に大きな乖離が生じるケースにおいては、事業主さまからの届出により、標準報酬月額の特例的な改定を行うことができます。

※ 詳しい取扱いと新しい厚生年金保険料額表は、日本年金機構のホームページの「大切なお知らせ」から「厚生年金保険の標準報酬月額の上限の改定」をご確認ください。

## 「標準報酬月額」を従業員にお知らせください

日本年金機構では、事業主の皆さまから提出された「資格取得届」、「算定基礎届」や「標準報酬月額変更届」等により、被保険者（従業員）の皆さまの「標準報酬月額」を決定します。決定（または改定）した「標準報酬月額」は、「標準報酬月額決定（改定）通知書」等により、事業主の皆さまへ通知しています。

**「標準報酬月額」は、毎月の保険料や将来受け取る年金額の計算の基礎となる重要なものですので、通知を受けた事業主の皆さまは、被保険者（従業員）に必ずお知らせください。**

また、給与から標準報酬月額にかかる保険料を、賞与から標準賞与額にかかる保険料を控除するときは、その控除額を被保険者（従業員）にお知らせください。

## 新たに入社された方へ、国民年金口座振替辞退手続きの周知にご協力ください

就職したことにより、国民年金第1号被保険者が厚生年金保険に加入となった場合、国民年金保険料の口座振替は停止となりますが、厚生年金保険の加入手続きの時期によっては、就職した月以降の国民年金保険料が引き落とされる場合があります。

なお、「国民年金保険料 口座振替辞退申出書」を速やかにご提出いただくことで、口座引き落としを停止できる場合があります。新たに入社・厚生年金保険に加入される方に対し、お手続きの周知をお願いします。

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

◆ 出張相談所開設のご案内（10月） ※開催の有無につきましては、事前に年金事務所にご確認ください。

| 市 町   | 日 時                      | 会 場  | 予約制の有無<br>① 予約の受付締め<br>② 予約先及び電話番号                     |
|-------|--------------------------|--|--|
| 大竹市   | 毎週火曜日<br>10:00~15:30     | 大竹商工会議所                                      | 予約制 ※1<br>① 相談日の前々日の午前中<br>② 広島西年金事務所<br>☎082-535-1505 |
| 竹原市   | 10月14日(水)<br>10:00~15:30 | 人権センター1階会議室<br>(竹原市中央5-5-17)                 | 予約制 ※1<br>① 相談日の前々日の午前中<br>② 呉年金事務所<br>☎0823-22-1691   |
| 尾道市   | 毎週火・木曜日<br>10:00~15:30   | 尾道市役所本庁舎2階<br>多目的スペース3                       | 完全予約制 ※1<br>① 相談日の前日の午前中<br>② 三原年金事務所<br>☎0848-63-4111 |
| 尾道市因島 | 毎週月曜日<br>10:00~15:30     | 因島総合福祉保健センター<br>はっさく交流館(旧田熊中学校)<br>3階第1・2相談室 |  |
| 尾道市向島 | 毎週金曜日<br>10:00~15:30     | 尾道市向島支所<br>1階相談待合室                           |  |
| 大崎上島町 | 10月20日(火)<br>10:00~15:30 | 大崎上島町<br>東野保健福祉センター                          |  |
| 庄原市   | 10月21日(水)<br>10:00~15:00 | 庄原市役所東城支所                                    | 予約制 ※1<br>① 相談日の前日<br>② 三次年金事務所<br>☎0824-62-3107       |

※1 各年金事務所への予約申し込みは電話音声案内の「1」の後に「2」を押してください。

◆ 年金事務所で年金の予約相談を行っています。是非ご利用ください。

ご予約いただくと、お客様のご都合に合わせてスムーズに相談できます。またご相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します。

**予約申し込みは「予約受付専用電話」へ！0570-05-4890**

- 予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
- ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。
- お近くの年金事務所でも受付しています。

◆ 届書等の広島広域事務センター直送のお願い

事務センターでは、届出いただいた届書の審査、入力処理、発送業務を一括して行っています。少しでも早くお客様に保険証や通知書等をお届けするため、事務センターへの直送をお願いします。  
送付先：〒730-8602 広島市中区中島町3-25 ニッセイ平和公園ビル  
日本年金機構 広島広域事務センター

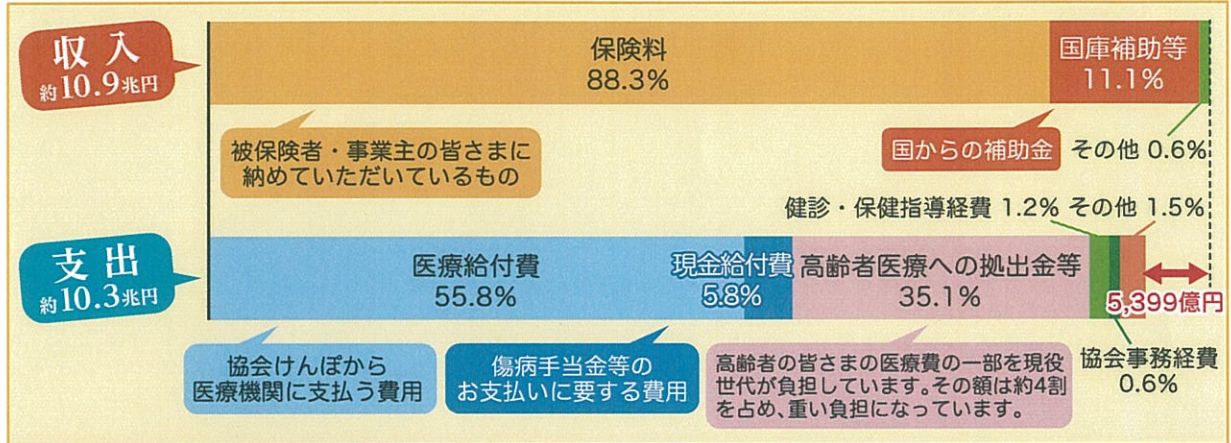
◆ 手話による年金相談のご案内 ※開催の有無につきましては、事前に年金事務所にご確認ください。

| 会 場      | 日 時       | ○毎月第二土曜日(13時~16時)は広島県内の年金事務所への事前申し込みにより、手話による年金相談を行っています。 |
|----------|-----------|---|
| 広島東年金事務所 | 10月14日(水) |   |
| 福山年金事務所  | 13時~15時   |   |

## 令和元年度 協会けんぽ 決算(見込み)のお知らせ

平素より協会けんぽの取組にご理解いただき、誠にありがとうございます。このたび、令和元年度の決算見込み(医療分)がまとまりましたのでお知らせいたします。

令和元年度は収入が10兆8,697億円、支出が10兆3,298億円となり、収支差はプラス5,399億円となりました。



### 収入のポイント(前年度比+5,235億円)

- 保険料を負担する被保険者数の増加。(伸び率+4.4%、このうち+2.1%は大規模健康保険組合の解散による一時的な影響。)
- 1人当たりの賃金(標準報酬月額)の増加。(伸び率+0.7%)

### 支出のポイント(前年度比+5,785億円)

- 1人当たりの医療給付費の増加。
- 大規模健康保険組合の解散に伴い加入者数が大幅に増加したことによる、医療給付費及び現金給付費の増加。
- 高齢者医療への拠出金等の増加。

### 収支差がプラスということは、協会けんぽの財政は良いのでしょうか？

令和元年度の決算見込みにおける収支差はプラスですが、今後、新型コロナウイルス感染拡大の影響による世界経済の悪化により、保険料収入の減少が懸念されることに加え、支出についても、新型コロナウイルスの感染拡大前には1人当たり医療給付費の伸びが高く推移していたことや、近年増加している高額薬剤の保険収載、令和4年度以降に見込まれる後期高齢者支援金の大幅な増加等を踏まえると、**協会けんぽの財政は引き続き予算を許さない状況です。**

※端数整理のため、計数が整合しない場合があります。 ※より詳しい決算見込みの内容は、協会けんぽのホームページに掲載しています。

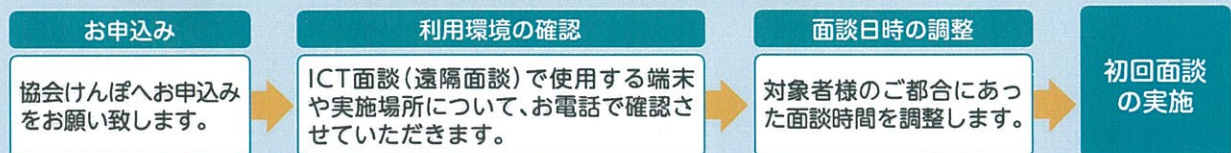
## 特定保健指導ICT面談(遠隔面談)のご案内



健診の結果、メタボリックシンドロームの「予備群」または「該当」と判断された方に、特定保健指導のご案内をしております。案内の封筒が届いた方は、特定保健指導の対象者です。

なお、特定保健指導の初回面談は、タブレットやスマートフォンを利用して受けることが可能です。ご希望の事業所には、タブレットの貸出も行っております。ぜひ、この機会にご利用ください。

### 特定保健指導 ICT面談(遠隔面談) ご利用の流れ



お申込みは、保健グループ(☎082-568-1032)までお問い合わせください。

## 代表電話の自動音声案内が変わります

広島支部では代表電話に自動音声案内を使用しておりますが、令和2年9月23日(水)より、自動音声案内時にお選びいただく、用件ごとの選択番号が変更となります。なお、電話番号(082-568-1011)に変更はありません。

詳細については、支部ホームページ等にて、順次広報してまいります。

協会けんぽ広島 連絡先

検索

## 令和2年度 被扶養者資格再確認のご協力のお願い

下記の通り、令和2年度の被扶養者資格再確認を実施します。お忙しい中恐縮ですが、ご理解ご協力をお願いいたします。

|                    |  |   |
|--------------------|--|---|
| 対象者                | 令和2年4月1日において18歳以上の被扶養者   | すべての被扶養者が非該当の場合は、事業主の方へ被扶養者状況リストはお送りいたしません。 |
| 確認方法               | 「被扶養者状況リスト」を事業主様へお送りいたしますので、対象の被扶養者の方が健康保険の被扶養者要件を満たしているかご確認いただき、被扶養者状況リストに確認結果をご記入のうえ、同封の返信用封筒でご提出ください。   |   |
| 送付時期               | 令和2年10月上旬から下旬  |   |
| 提出期限               | 令和2年11月30日(月)  |   |
| 添付書類               | 厚生労働省より再確認業務の厳格化を求められていることから、今年度は、下記に該当する場合、事実を証明する書類の提出をお願いいたします。<br>○被保険者と別居している被扶養者→仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類<br>○海外に在住している被扶養者→海外特例要件に該当していることが確認できる書類 |   |
| 扶養から外れる被扶養者の方がいる場合 | 再確認の結果、被扶養者から外れる場合は、被扶養者状況リストと併せて、同封の被扶養者調書兼異動届と、該当する方の被保険者証を添えて、協会けんぽへご提出をお願いいたします。   |   |
| 令和元年度の実績           | ○扶養解除者数 約6.6万人<br>○高齢者医療制度への負担軽減額(効果額) 約15億円   |   |

保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 鍼灸院(はり・きゅう)のかかり方

鍼灸院(はり・きゅう)での施術について、一定の要件を満たす場合は、「療養費」として健康保険の給付対象となります。なお、給付対象とならない場合は全額自己負担となります。

### 健康保険の給付対象となるのはどんなとき？

次の①、②の両方の要件を満たす場合にのみ、健康保険の給付対象となります。

#### ① 対象となる傷病であること

「神経痛」「リウマチ」「五十肩」「頸腕症候群」「腰痛症」「頸椎捻挫後遺症」

※神経痛・リウマチなどと同一範疇と認められる慢性的な疼痛についても認められる場合があります。

#### ② 医師の同意書または診断書があること



協会けんぽ広島支部  
マスコットキャラクター  
健康かえで

**注意** 同一の傷病について、鍼灸院(はり・きゅう)と医療機関の両方で健康保険を使うことはできません(医療機関からの転院の場合は除く)。また、医療機関で薬やシップの処方を受けた場合も健康保険を使うこととなりますので、鍼灸院(はり・きゅう)での施術は健康保険の対象外となります。

## 資格喪失後の保険証の回収にご協力ください

退職や扶養の異動により回収した保険証は、「資格喪失届」や「被扶養者(異動)届」に必ず添付して、日本年金機構へご返却ください。

### ● 保険証が使用できるのは、退職日までです

退職日の翌日から保険証は使用できません。また、被扶養者(ご家族)が扶養から外れた場合は、扶養から外れた当日から保険証は使用できません。

### ● 保険証の回収は保険料率上昇の抑制になります

資格喪失後に保険証が使用されると、協会けんぽは本来支払う必要のない医療費を支払うことになり、その結果、保険料率の上昇に繋がってしまいます。



退職日の翌日から  
使用できません!

資格喪失後の保険証使用が判明した場合、被保険者の方へ法的措置を含めた医療費の返還請求を行います。保険証の回収に、ご理解・ご協力をお願いいたします。

お問合せ先

全国健康保険協会広島支部 TEL:082-568-1011(代表)

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2F  
【ホームページ】<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hiroshima/>



保険証が使えるのは  
退職日当日まで。  
退職後は速やかに保険証  
を返却してください。



申請書の  
郵送に  
ご協力  
ください。



協会けんぽ広島支部は、加入者の皆様の健康増進を図ります!

